

NTCIR テストコレクション利用許諾に関する覚書
(研究目的利用者用)

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 国立情報学研究所（以下「甲」という。）
と _____（以下「乙」という。）は、NTCIR ワークショップの
成果物として甲が提供する次の「NTCIR-8 特許翻訳 評価サブタスク テストコレクション」に関して、以
下の通りの覚書を結ぶこととする。（乙は、名称として法人名を記入すること。）

第1条（データの内容）

1. 「タスクデータ」とは、別紙細則1に定めるデータのことである。
2. 「テストコレクション」とは「タスクデータ」のことである。

第2条（権利の帰属）

1. 「タスクデータ」に関する著作権については、別紙細則2に定める。
2. 乙が「テストコレクション」を利用して開発した技術、システムなどに関して生じた知的財産権は、
乙に帰属する。
3. 乙から提出されたデータに基づいて、甲が行った分析結果、「テストコレクション」の改良などに関
して生じた知的財産権は、甲に帰属する。

第3条（利用許諾）

甲は乙に対して「テストコレクション」の利用を許諾する。

第4条（利用許諾の範囲）

1. 乙は、「テストコレクション」を情報検索、自然言語処理等に関する研究目的にのみ利用できるもの
とする。
2. 乙は、「テストコレクション」およびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元で
きる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化をしてはな
らない。

第5条（提供の方法）

甲は、別紙細則3に定める手段により「テストコレクション」を乙に提供する。

第6条（利用者の範囲）

1. 「テストコレクション」の利用者の範囲は、乙本人および乙と直接共同して研究するグループの構
成員に限定されるものとする。
2. 乙は、利用者の名簿を管理し、甲から求めがあった場合は、遅滞なく、これを甲に提出するものと
する。

第7条（知見の発表）

1. 乙は、本覚書に違反しない範囲において、「テストコレクション」を利用して得られた知見に関する
研究発表を行うことができる。
2. 乙は、研究発表において、自己の研究を記述するために必要な場合に限り、「テストコレクション」
に含まれるデータの一部を引用することができる。その際、引用する部分の著作権および出版者等
の権利を侵害してはならない。
3. 乙は、発表論文に、テストコレクション名を明記し、かつ、NTCIR ワークショップの会議論文集と
関連する文献を引用するものとする。
4. 乙は、発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文
の別刷りまたはコピーを一部、論文発表の都度、甲に提出するものとする。
5. 乙は、「テストコレクション」を利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面によ
る承認を得ることとする。
6. 乙は、「テストコレクション」を用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・
中傷に用いてはならない。

第8条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、覚書締結日より当該年度の末日までとする。期間満了日の1ヶ月前までに、甲または乙から本覚書を解約する旨の書面による申し出がない場合には、一年間継続するものとし、以後も同様とする。有効期間を更新しない場合は、期間満了後、乙はすべての計算機およびメディアから「テス
トコレクション」を速やかに消去しなければならない。なお、乙の属する組織または乙の所属に変更の
生じた場合は、遅滞なくこれを甲に報告し、必要があれば覚書の取り交わしを改めて行うものとする。

第9条（報告書の提出）

乙は、有効期間満了日の一ヶ月前までに「テストコレクション」を利用した当該年度の研究活動に関する

報告書を甲へ提出するものとする。

第10条（データの利用中止）

1. 乙は、本覚書に違反する利用が行われた場合、甲の申し入れにより、直ちに「テストコレクション」の利用を中止し、すべての計算機およびメディアから、「テストコレクション」およびこれを加工して得られたデータの全てを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。
2. 「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者から、個々のタスクデータの利用中止の要請があった場合、乙は、甲の申し入れにより、すべての計算機およびメディアから該当するデータを速やかに消去し、消去した旨の書面を甲に提出しなければならない。

第11条（免責事項）

甲および「テストコレクション」の著作権者または利用許諾権者は、理由の如何を問わず、乙が「テストコレクション」を利用したことにより生じた不利益について、一切の責任を負わないものとする。

第12条（協議事項）

本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書の成立の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都港区虎ノ門 4-3-13

大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構

国立情報学研究所

NTCIR プロジェクト プロジェクトリーダー

教授 神門典子

通知先住所 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2

(乙) 住所 _____

名称 _____

役職名 _____

氏名 _____

別紙 NTCIR-8 特許翻訳 評価サブタスク テストコレクション
(研究目的利用者用)

- 細則 1 「タスクデータ」とは、正式名称「NTCIR-8 特許翻訳 評価サブタスク タスクデータ」と称し、訓練データ、課題データ、追加参照訳データからなる。さらに、訓練データ、課題データは、ともに、原文データ、参照訳データ、機械訳データ、人手評価データから構成される。追加参照訳データは、タスク時に用いられた参照訳データに加えて追加で作成された参照訳データである。タスクデータとはこれらのデータの総称である。
- 細則 2 「タスクデータ」のうち、「訓練データ」および「課題データ」の中で「原文データ」「参照訳データ」に関する編集著作権は、独立行政法人情報通信研究機構に帰属する。「訓練データ」および「課題データ」の中で「機械訳データ」に関する著作権は各機械訳を作成した NTCIR ワークショップ参加者に帰属し、「人手評価データ」に関する著作権は甲に帰属し、追加参照訳に関する著作権は AAMT/Japio 特許翻訳研究会に帰属する。
- 細則 3 甲は、乙に対する「タスクデータ」の提供をファイル転送などの電子的手段により行う。